

5 外出

障がい程度および種別の区分 **身** **知**

(身体障がい)

障がいの種別	第1種身体障がい者	第2種身体障がい者
視覚障がい	1級から3級及び4級の1	4級の2、4級の3、5級及び6級
聴覚障がい	2級及び3級	4級及び6級
平衡機能の障がい	該当なし	3級及び5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい	該当なし	3級及び4級
肢体不自由 上肢	1級、2級の1及び2級の2	2級の3、2級の4及び3級から6級
肢体不自由 下肢	1級、2級及び3級の1	3級の2、3級の3及び4級から6級
肢体不自由 体幹	1級から3級	5級
肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢機能）	1級及び2級	3級から6級
肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能）	1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓もしくは呼吸器または小腸の機能障がい	1級、3級及び4級	該当なし
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級及び3級	4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がい	1級から4級	該当なし

(知的障がい)

第1種知的障がい者	療育手帳A
第2種知的障がい者	療育手帳B

注)

- ①上記の表に掲げる障がいを2つ以上有し、その障がいの総合の程度が上記第1種身体障がい者欄に準ずるものも第1種身体障がい者となります。
- ②第1種身体障がい者と第1種知的障がい者を合わせて第1種障がい者、第2種身体障がい者と第2種知的障がい者を合わせて第2種障がい者と呼んでいます。

[公共交通機関]

○JR（JR以外の民営鉄道の割引は会社ごとに異なることがあります）**身 知**

	割引の対象	種類	割引率	割引特記事項
第1種障がい者 ※	本人が単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	○鉄道は片道100kmを超えて利用する場合に限る
	本人と介護者が同伴で利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	本人・介護者とも5割引	○介護者は1名のみ適用 ○距離制限は有りません ○小児定期乗車券の割引は有りません ※介護者の定期乗車券は介護者が「通学者」であっても「通勤定期券」を割引きします
第2種障がい者	本人が単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	○鉄道は片道101kmを超えて利用する場合に限る
	介護者（障がいのある子どもと同伴の場合）	定期乗車券	5割引	○12歳未満の障がいのある子どもが、介護者とともに利用する場合に限り、介護者1名のみ適用 ※介護者の定期乗車券は介護者が「通学者」であっても「通勤定期券」を割引きします
手続き	事前にみどりの窓口にて身体障害者手帳、または療育手帳を呈示して購入してください。なお、乗車中は必ず身体障害者手帳、または療育手帳を携帯してください。			
窓口	JR各駅、民営鉄道各駅			

注) ①グリーン車は除かれます。

②12歳未満の障がいのある児童については、小児運賃の5割引となります。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引はされません。

※1種**身**又は**知**、大人の方は障がい者用のICカード（Suica・PASMO）がご利用いただくことができます。詳しくはJR・民営にお問い合わせください。

○国内航空・国内旅客船 **身 知 精**

対象	①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 ④介護者
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> •手帳の種類、等級、年齢などにより、割引運賃が適用されない場合があります。 •割引運賃および購入手続などは、各航空会社、各船舶会社がそれぞれ設定します。このため割引運賃制度のない事業者や割引運賃適用のない路線もあります。 •あらかじめ、市役所障がい福祉課にて、割引対象者の証明を受ける必要がある場合があります。 •購入手続時、実際の利用時などにおいて、手帳の呈示が求められる場合があります。
窓口	利用される各航空会社、各船舶会社に、直接お問い合わせください。

○有料道路通行料金割引 **身 知**

対象者	①障がい者ご本人が運転される場合 身体障害者手帳の交付を受けている方 ②障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合 第1種身体障害者と指定されている方 療育手帳Aの方
割引額	50% (半額)
手続き	○オンラインによる申請 (マイナンバーカードが必要となります) 詳細な手続き方法については、下記の URL 又は二次元コードからご確認ください。 URL https://www.expressway-discount.jp ○書面による申請 必要書類をご用意いただき、障がい福祉課窓口にお持ちください。 なお、必要書類などの詳細については、下記の URL 又は二次元コードの「首都高ドライバーズサイト」障がい者割引 (ETC・現金車) のページからご確認ください。 URL https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan_8/
窓口	首都高お客さまセンター (24時間) 電話03-6667-5855 有料道路 ETC 割引登録係 (平日 9時~17時) 電話045-477-1233 ※障がい福祉課では、ETC 登録係に提出する申請書の受付のみの窓口となるため、必要書類や制度の内容に関するお問合せは、上記の窓口をお願いします。



○バス **身 知 精**

対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、介護者 (介護者の要否認定は各社の裁量で行われます)
割引率	普通乗車券 50%、定期乗車券 30%
手続き	障がい者手帳所持者が単独で乗車する場合は、手帳を呈示してください。
窓口	各バス会社 ※バス会社によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。 ※市内を運行するバスでは、精神障害者保健福祉手帳での定期乗車券の割引がありません。 ※市内を運行している「おさんぽバス (浦安市コミュニティバス)」では、障がい者手帳所持による割引はありません。

○バス・鉄道共通 I Cカード利用負担額の助成 **身 知 精**

内容	I Cカードを使用することができるバス・鉄道を利用した場合、その利用額の一部を助成します。バスを利用する場合には、障がい者手帳を提示し割引料金が設定されてから I Cカードで利用料金を支払ってください。 ※鉄道については、割引の仕方がそれぞれ異なりますので、利用する鉄道会社に確認してください。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※小学生未満を除く
助成額	3,000円
必要書類	I Cカード利用明細書又は入金（チャージ）明細書
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

5

外出

○タクシー料金 **身 知**

対象者	身体障害者手帳、療育手帳所持者
内容	タクシー料金を1割引きします。 ※乗車の際、運転手に手帳に貼付されている写真を提示してください。
窓口	千葉県タクシー協会 千葉市中央区市場町7-9 千葉県土地開発公社内 電話043-307-7002 ファクス043-307-7003 (忘れ物・ご要望は、千葉県タクシー運転者登録センター 電話043-215-7221)

○福祉タクシー利用料金の助成 **身 知 精**

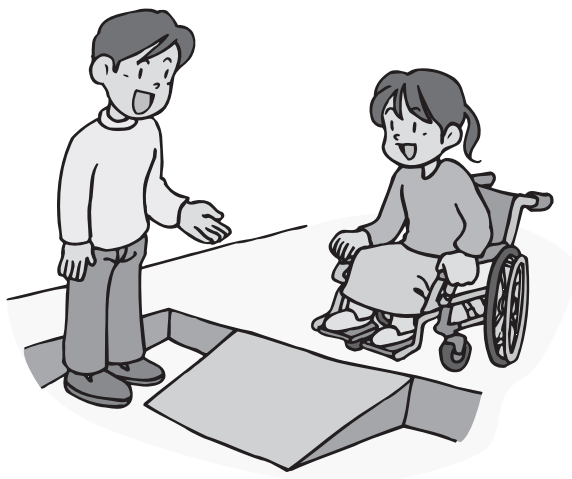
内容	市と契約したタクシー会社のタクシーを利用したとき、タクシー料金の一部を助成します。身体障害者手帳、療育手帳を所持している方は、障がい者タクシー運賃割引（1割引）をした後の料金額から助成します。 ※利用できるタクシー会社について、詳しくはお問い合わせください。 ※通常料金を支払う時にタクシー券を運転手に渡してください。 ※本人以外の利用はできません。また、料金精算後のタクシー券の後出しもできません。 ※自動車燃料費助成と福祉タクシー利用料金の助成は同じ月ではタクシー利用料金のみ助成となりますので、ご注意ください。
対象者	①身体障害者手帳1級・2級（視覚障がいのある方は3級以上）の方 ②療育手帳A・Aの1・Aの2の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級の方
助成額	一般利用 タクシー料金の半額を助成（1回につき1,500円が限度） 介護利用 タクシー料金（介護保険適用部分を除く）の9割を助成（1回の限度額はあり ません） ※いずれも1か月につき20,000円が限度
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

○自動車運転免許取得の助成 

内容	身体に障がいのある方の社会参加を促進し、福祉の増進を図るため、運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成します。助成は1回限りです。
対象者	①、②ともにあてはまる方 ①身体障害者手帳所持者 ②自動車免許の取得により、就労等の社会参加が可能になる方
助成額	免許取得に直接要した費用。ただし、10万円が限度
必要書類	自動車運転免許証の写し、免許取得費用の受領証明書または領収書 (免許取得後6ヶ月以内に申請してください。)
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

○自動車改造費の助成 

内容	身体障がいのある方が、自ら運転する自動車を改造する場合にその費用の一部を助成します。
対象者	①～③ともにあてはまる方 ①肢体不自由で身体障害者手帳の交付を受けている方 ②自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）および駆動装置（アクセルおよびブレーキ）などの一部を改造する必要がある方 ③すでに改造費の助成を受けた自動車を所持していないこと（廃車又は売却などがわかる証明書を提出）
助成額	15万円が限度
必要書類	①自動車検査証の写し ②自動車運転免許証の写し ③自動車改造を行う業者の見積書（自動車の改造箇所と改造経費を明らかにしたもの） ④既に本制度で助成を受けたことがある方は、助成の対象となった自動車の廃車又は売却の証明書 (自動車改造後6ヶ月以内に申請してください。)
窓口	障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp



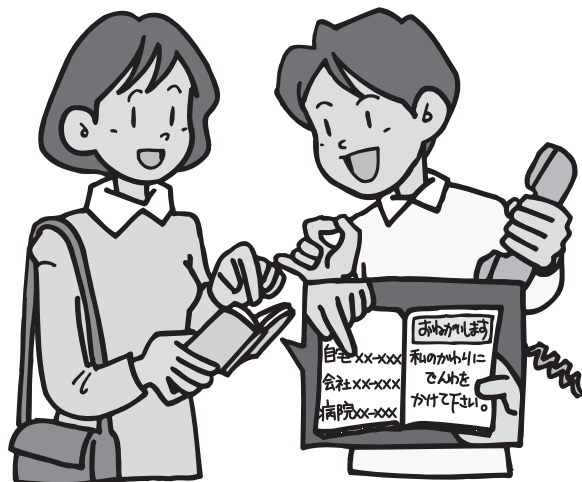
○自動車燃料費助成 **身 知 精**

内容	<p>障がいのある方が通院や外出などで自動車を利用する際の、自動車燃料費（ガソリン代）の一部を助成します。</p> <p>※自動車燃料費助成と福祉タクシー利用料金の助成は、同じ月ではタクシー利用料金のみ の助成となりますのでご注意ください。</p> <p>※領収書は原本を提出いただきますので、返却が必要な場合はご連絡ください。</p>
対象者	<p>浦安市に在住し、次の要件に該当する方。</p> <p>①身体障害者手帳1級・2級、3級（視覚障がいに限る）をお持ちの方 ②じん臓機能障がい得手帳があり人工透析を受けている方 ③療育手帳(A)・(A)-1・(A)-2・A-1・A-2をお持ちの方 ④児童相談所又は知的障害者更生相談所において最重度又は重度の知的障がいと判定を受 けた方 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級をお持ちの方</p> <p>また、同一住所の方が、自動車検査証に記載されている所有者又は使用者が上記の対象者 の方と同一住所であることが必要です。</p> <p>※次の場合は受給できません。</p> <p>①1ヶ月あたりの燃料費が2,000円未満の場合 ②福祉タクシー券を利用した月 ③施設などに入所中の方 ④病院などに3か月以上入院中の方</p>
助成額	月額2,000円
必要書類	<p>[認定申請]</p> <p>資格認定申請書に次のものを添付して、資格認定申請をしてください。</p> <p>①手帳の写し ②手帳所持者または同住所の方の運転免許証の写し ③自動車検査証などの写し ④振込みする口座の確認ができるもの</p> <p>[助成金交付申請]</p> <p>資格認定がされたあと、次のものを持って助成金の交付申請をしてください。</p> <p>①浦安市重度障がい者等自動車燃料費助成金交付申請書 ②ガソリンを入れたことが証明できるもの（2,000円以上の領収書・レシートなど）</p>
窓口	<p>障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougaifukushi@city.urayasu.lg.jp</p>



○ちば障害者等用駐車区画利用証制度 **身 知 精**

内容	公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障がいのある方や要介護1以上の高齢者など、歩行が困難な方が利用しやすくなるよう、県や市町村が利用証を交付する制度です。	
対象者	日常生活で、歩行が困難であると認められる方 例…障がいのある方、要介護1以上の高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など 申請には、申請書と障がい者手帳などの下記の確認書類が必要です。 詳しくは窓口にお問い合わせください。	
確認書類	障がいのある方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
	難病患者	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれか
	高齢者等	介護保険被保険者証
	妊産婦	母子健康手帳（妊娠7ヵ月～出産予定日から1年）
	けが人など・郵送希望者	次にあげる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等（原則1年以内のもの） ・身分証明証（保険証、運転免許証 等）
※代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類		
窓口	(障がいのある方・難病患者) 障がい福祉課 電話047-712-6394 ファクス047-355-1294 メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp (要介護1以上の高齢者) 介護保険課 電話047-712-6406 ファクス047-390-7918 メール kaigohoken@city.urayasu.lg.jp (妊産婦) 母子保健課 電話047-381-9034 ファクス047-381-9083 メール boshih@city.urayasu.lg.jp (けが人など・郵送を希望する方) 千葉県健康福祉指導課 電話043-223-3924 ファクス043-222-6294	



○駐車禁止規制適用除外 **身 知 精**

内容	障がいのある方の活動の場を広げる一助として、駐車禁止場所として指定した場所に駐車できるように交通規制の対象から除外する措置があります。 ※すべての駐車を規制の対象から除外するものではなく、真にやむを得ない場合に除外対象とするものであり、緊急自動車の妨害となりうる場合や駐車場の確保がある場合は駐車場を利用するなどしてください。
対象者	別表の障がいのある方等で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症患者に限る）の交付を受けている方 ※身体障がいのある方等で別表の障がい等をお持ちの方ご本人に交付されますので、自動車をお持ちでない方、免許証をお持ちでない方でも申請できます。
必要書類	①駐車禁止除外指定車標章交付申請書（警察署で配布、または、千葉県警察ホームページからもダウンロード可能） ②身体障害者手帳または療育手帳等の原本・写し2通 ※身体障がいのある方等で歩行困難な方については、原則として本人が申請者となります。ただし、申請者が未成年や視覚障がい等の理由で申請することができない場合については、代理人申請が可能ですが、代理人となれる方の範囲が定められております。また、その場合、上記の①、②以外にも必要書類がありますので、申請先警察署交通課にお問い合わせください。
窓口	浦安警察署交通課 電話047-350-0110（月から金曜日の執務時間内。ただし年末年始、祝日及び振替休日を除く）

5
外出

(別表)

	対象	
身体障害者手帳	①視覚障がい1級から3級までの各級及び4級の1 ②聴覚障がい2級から3級 ③平衡機能障がい3級 ④上肢不自由1級、2級の1及び2級の2 ⑤下肢不自由1級から4級までの各級 ⑥体幹不自由1級から3級までの各級 ⑦心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障がい1級及び3級	⑧肝臓機能障がい1級から3級までの各級 ⑨ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい1級から3級までの各級 ⑩乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい ・上肢機能1級および2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） ・移動機能1級から2級までの各級
療育手帳	A・A-1・A-2・A-1・A-2 療育手帳の程度の基準表の最重度及び重度	
精神障害者保健福祉手帳	1級	
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症患者に限る	

○浦安市運動公園外3施設駐車場の駐車場利用料金の割引 **身 知 精**

内容	別表の施設において、駐車場利用料金を割引します。
対象	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が乗車または運転する場合
手続き方法	「浦安市運動公園外3施設駐車場の駐車料利用料金に関する届出書」を利用する施設の担当課にご提出ください。 届出書を提出した月の翌々月から、駐車した際に自動で割引が適用されます。 なお、適用までの期間は、交付を受けている手帳を事前精算の際にご提示いただくことで割引が適用されます。 ※いずれかの窓口にて提出することで、すべての施設の駐車場が割引となります。
窓口	市民スポーツ課 電話047-712-6818 ファクス047-351-5494 メール sisupo@city.urayasu.lg.jp みどり公園課 電話047-712-6513 ファクス047-352-7996 メール kouen@city.urayasu.lg.jp 環境衛生課 電話047-712-6495 ファクス047-381-7221 メール eisei@city.urayasu.lg.jp

(別表) 割引対象施設および割引後の料金

施設駐車場名 (問い合わせ先)		運動公園第1・第2 (市民スポーツ課) 浦安ドッグラン舞浜 (環境衛生課)	総合公園 (みどり公園課) 総合公園 (球技場) (市民スポーツ課) 高洲海浜公園 (みどり公園課)
料金体系	通常料金 設定	入庫後30分無料	入庫後30分無料
		30分以降 3時間30分まで 60分 /50円	全日 0～24時 60分 /50円
		平日 7～19時 20分 /50円	
		土日祝 7～19時 20分 /100円	
		全日 19～7時 60分 /50円	
	最大料金 設定	300円	昼間最大 (8～22時) 300円 夜間最大 (22～8時) 300円



[福祉カー]

○福祉車両「ハートフル号」の貸出

内容	車いすに乗ったまま利用できるスロープ付き軽自動車を貸し出しています（運転手無し）。走行距離に応じた燃料代をいただきます。
対象	①歩行困難な障がいのある方や高齢者とその家族 ②社会福祉団体と社会福祉施設 ③社会福祉ボランティア
貸出日数	原則として週に3日間まで
必要書類	使用する日の1カ月前の同日から電話予約可能。3日前（土・日・祝を除く）までに申請書を提出。 ※運転される方の免許証をお持ちください。初めて利用の方は車両の説明があります。
窓口	浦安市社会福祉協議会 電話047-355-5271 ファクス047-355-5277 メール fukushi@urayasushi-shakyo.jp

5

外出

○リフト付き大型バス「スマイル号」の貸出

内容	障がいのある方や高齢者団体などの社会参加を促進するため、団体が主催する行事に、リフト付き大型バスを貸し出しています（運転手つき）。
利用人数	20人以上
乗車可能人数	車いす0台のとき 正座席37人、補助席6人 車いす1～3台のとき 正座席35人、補助席6人 車いす4台のとき 正座席33人、補助席6人
利用可能時間	午前9時から午後5時
運休日	毎週月曜日（休日の場合は次の平日）、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、車両整備日
料金	バスの使用料と燃料代は無料。 有料道路通行料金、駐車場使用料金、その他バスの運行にかかる有料施設の利用料金は使用された方の負担。
予約方法 ・ 必要書類	団体の所管課を通して、使用する日の6カ月前から予約可（ただし、障がい福祉団体は1年前から可）。 予約後、①リフト付き大型バス使用許可申請書 ②事業計画書 ③使用者名簿を、使用する日の10営業日前までに団体の所管課へ提出。 バス使用后、15日以内に事業報告書の提出が必要。
窓口	障がい事業課 電話047-712-6397 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp



福祉車両「ハートフル号」



リフト付き大型バス「スマイル号」